

=====公布された規則のあらまし=====

宅地建物取引業法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

宅地建物取引業の免許に係る申請等を電子申請によっても行うことができることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 宅地建物取引業法に基づく知事に対する申請、届出その他の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用する場合を除き、総合事務所長を経由することができることとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。